

# 公民館の講座・イベント

日…日時 費…費用 対…対象 定…定員 内…内容 持…持ち物 講…講師  
 保…保育定員、オリエンテーション日程 申…申込期限と実施場所  
 電…電子メールでの申込み可 (☑kominkan-koza@city.kodaira.lg.jp)  
 ※保育は市内在住の満6か月から就学前まで。

- 地域支援講座 気づかなかったこだいらを切り撮る カメラで仲間と繋がり、小平の魅力を再発見 (全8回) 抽選・☑**  
 9月16日～11月25日の水曜日 (9月30日、10月21日・28日を除く) 午後7時～9時  
 市内在住・在勤・在学中、絞りやシャッタースピードを変更できるデジタルカメラを持っているカメラ初心者の方  
 写真撮影の基礎、名所を探しての撮影・発表、撮影スポット案内の作成  
 宇井真紀子さん (写真家)  
 9月3日 (木) まで (月曜日を除く) に、中央公民館へ☎042(341)0861
- 健康づくり講座 健康ウォーキング実践講座 人生100年時代を新生活様式で楽しく生きるための実践ウォーキング法 (全6回) 抽選**  
 9月16日～10月21日の水曜日 午前10時～正午 市内在住の方  
 日常生活の中での歩きを見直して健康になる  
 園原健弘さん (ウォーキング指導者、元競歩五輪代表選手)  
 8月29日 (土) まで (日曜・月曜日を除く) に、大沼公民館へ☎042(342)1888
- シニア講座 スマホ (アンドロイド) を使いこなそう (全5回) 抽選**  
 9月17日～10月15日の木曜日 午後2時～4時 市内在住でおおむね60歳以上の方  
 スマートフォン (アンドロイド) の基本操作、インターネットの使い方、写真・動画の撮影などを学ぶ  
 NPO法人シニアSOHO世田谷代表理事山根明さんほか  
 9月10日 (木) まで (日曜・月曜日を除く) に、花小金井北公民館へ☎042(462)5790
- 女性セミナー 一生モノの形を作ろう 手作り人形で子どもとのコミュニケーションが変わる (全8回) 抽選・☑**  
 10月1日～12月3日の木曜日 (10月22日・29日を除く) 午前10時～正午 費3,000円 市内在住で子育て、孫育てに関わっている方  
 毛足の長い布で子どもに馴染みのある動物の形を作り、人形劇を体験する  
 永野むつみさん (人形劇団ひばり代表) 針、糸、裁ちばさみほか  
 ※動きやすい服装・靴でお越しください。  
 保10人、9月24日 (木)  
 9月15日 (火) まで (月曜日を除く) に、中央公民館へ☎042(341)0861
- 子育て支援講座楽しく学ぼう 整理収納術 片付けやすい暮らしへ (全5回) 抽選**  
 10月7日～11月11日の水曜日 (11月4日を除く) 午前10時～11時30分  
 市内在住・在勤・在学の方  
 いつまでも快適な暮らしを送れるよう、整理収納術を楽しく分かりやすく学ぶ  
 伊藤美佳代さん (整理収納・照明アドバイザー) 保5人、9月30日 (水)  
 9月18日 (金) まで (月曜日を除く) に、津田公民館へ☎042(342)0863

※詳しくは、公民館のチラシや小平市ホームページをご覧ください。  
 ※電子メールで申し込みの場合には住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を記入のうえ、講座名を件名として送信。申込み期限の翌日までに確認メールが届かない場合はお問い合わせください。

## 子ども家庭支援センター 9月のプログラム

申込み 8月20日(木)の午前10時から、電話で問合せ先へ(先着順)  
 問合せ 子ども家庭支援センター☎042(348)2100

日程	対象・定員	内容
出張ひろば 助産師さんによる子育て相談会 9月8日(火) 午前10時から、10時30分から、11時から 東部市民センター和室 ※各20分程度。	乳幼児と保護者 各回2組	個別相談会
あげますください 9月12日(土) 午前10時～正午 子ども家庭支援センター	-	お子さんの成長とともに使わなくなった洋服、おもちゃを交換する
0歳さんあつまれ 9月15日(火) 午前10時30分～11時 9月24日(木) 午後2時～2時30分 子ども家庭支援センター	▷9月15日…低月齢(生後3か月から6か月)のお子さん と保護者 ▷9月24日…高月齢(生後7か月から11か月)のお子さん と保護者 各回3組	親子のふれあい遊び
双子ちゃんあつまれ 9月18日(金) 午前10時30分～11時30分 子ども家庭支援センター	多胎児と保護者、多胎児を妊娠中のプレママパパ 3組	多胎児の親子の出会いの場
助産師さんによる相談会 りぼんの会 9月29日(火) 午前10時から、10時30分から、11時から 子ども家庭支援センター ※各20分程度。	乳幼児と保護者 各回2組	個別相談会

※会場では、入場前に検温します。

### 前期分(4月～9月)の助成内容

補助金種類	対象	月額(児童1人につき)
幼児養育費補助金	3歳～5歳児の幼児施設(幼稚園、保育園を除く)へ通う児童で、施設等利用給付認定のない児童	3,300円
	4歳・5歳児の在宅児	3,300円
幼児教育・保育の無償化に伴う補助金	0歳～2歳児の認可外保育施設へ通う児童で、施設等利用給付認定のある児童(非課税世帯のみ)	42,000円(上限額)
	3歳～5歳児の認可外保育施設へ通う児童で、施設等利用給付認定のある児童	37,000円(上限額)

※施設等利用給付認定とは保育の必要性の認定のことです。幼児教育・保育の無償化に伴う補助金を申請するために必要です。  
 ※対象年齢は、令和2年4月1日現在の年齢です。

◆保育施設等に在籍していない子どもも保護者の方へ  
 認可保育園等の施設に在籍せず、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業などを中心にご利用し、保育の必要性の認定(子育てのための施設等利用給付認定)を受けたい方は、ご遠慮ください。

**補助金の申請を**  
**幼児教育・保育の無償化に伴う補助**  
 令和2年度前期分(令和2年4月から9月分)の、幼児養育費と幼児教育・保育の無償化に伴う補助金の申請を受け付けています。助成内容は左表のとおりです。  
 ※いずれも、市内に住民登録のある

期間に限りません。  
 ※二つの補助金を同一月で重複して受けることはできません。  
 ※認可外保育施設は、東京都認証保育所と小平市認定家庭福祉員を除きます。  
 ※幼児施設には一定の基準があります。  
 ※小平市以外の施設を利用している方も、対象になる場合があります。  
**申込み** 9月23日(水)まで(消印有効)に、申請書類を、問合せ先へ



持参または送付  
 ※申請書は子育て支援課(市役所2階、東部西部出張所)にあります。また、小平市ホームページからダウンロードもできます。  
 ※幼児教育・保育の無償化に伴う補助金を申請する方で、必要書類が期限までに提出できない場合は、別途提出期限を設けていますので、お問い合わせください。  
**問合せ** 子育て支援課(〒187-0870 小平市役所) ☎042(346)9544

学校を休みがちな子のこれからについて考える親の会  
 ◆小平地域教育サポート・ネット事業  
 不登校の子どもの保護者には、戸惑いや心配事がたくさんあります。卒業後の進路、親の関わり方などをスクールカウンセラーや先輩保護者と話し合ってください。  
**とき** 9月11日(金) 午後2時～4時  
**ところ** 小川西町公民館学習室1  
**対象** 学校を休みがちな子どもの保護者  
 ※小・中学校卒業生の保護者も可。  
 ※該当しない方は、ご遠慮ください。

令和2年度  
 就学義務猶予免除者等の  
 中学校卒業程度認定試験  
**対象** 令和3年3月31日までに、次に該当する方  
 ▽満15歳以上で、就学義務猶予免除者であるまたはあった  
 ▽満15歳に達し、保護者が就学させる義務の猶予または免除を受けず、年度の終わりにまで中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた  
 ▽満16歳以上で義務教育未修了者  
 ▽満15歳以上で日本国籍を有しない  
**試験日** 10月22日(木)  
**願書受付** 9月4日(金)までに、文部科学省生涯学習推進課へ  
**問合せ** 東京都教育庁地域教育支援部義務教育課 ☎03(5320)6752

定員 15人  
 申込み 当日、会場へ(先着順)  
**問合せ** 地域学習支援課 ☎042(346)9834

◆架空請求にご注意を  
 ①例 携帯電話やスマートフォンに「有料会員の会費が未納です。すぐに連絡をしないと法的手段をとります」という身に覚えのない内容のメールが届いた。まだ相手に連絡をしていないが、どうすればいいか。  
 ②例 債権回収会社を名乗るはがきが届いた。「未納料金が有り、連絡がなければ、法的措置をとる」と書いてあるが、心当たりがない。  
 ▽相談員からのアドバイス  
 身に覚えがない場合は、法的措置をとるなど書かれていても、相手方に連絡しないでください。  
 ①のようなメールは、電話番号で送信でき、数字の組み合わせで誰にでも届く可能性があります。不審に感じた場合は、お気軽に消費生活センターへご相談ください。

生活センターへご相談ください。  
 ◆60歳以上の方は特に注意を  
 60歳以上の方の消費者被害の相談が増加傾向にあります。小平市では、昨年度の60歳以上の方からの相談件数が全体の約44%を占めています。  
 身近な方も、声かけするなど消費者被害の未然防止・早期発見にご協力ください。  
 東京都では、高齢者の消費者被害未然防止・早期発見のため、9月を高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間と定め、公共施設などに悪質商法の手口や、対応を解説したリーフレットを配布しています。

**感染防止 徹底宣言ステッカー**  
 東京都では、東京都感染拡大防止ガイドラインや各業界団体作成のガイドラインを参考に新型コロナウイルス感染症対策を行っている店舗・事業者には、感染防止徹底宣言ステッカーを発行しています。ステッカーは、店舗などの目立つところに掲示されています。

**取り組み例**  
 マスクの着用・手洗い・手指消毒の徹底  
 人数や滞在時間を制限し、3密にならないよう留意

**問合せ** 東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター ☎03(5388)0567

**消費生活センター**  
**だより②**  
**◆消費生活センター**  
**受付時間** 平日の午前9時～正午、午後1時～4時  
**電話番号** 042(346)9550  
**消費生活ホットライン**  
 お近くの消費生活相談窓口につながります。  
**電話番号** 188